

# 新型コロナウイルス感染症に係る介護・福祉事業者向け支援事業一覧（暫定版）

令和2年7月27日現在

	状 況	制 度 の 概 要	詳しくは
介護関係	感染防止対策で要したかかり増し経費を補助してほしい。	①介護サービス提供支援事業 介護サービス事業所・施設等が最大限の感染症対策を継続的にしつつ、必要なサービスを提供する体制の構築を支援する制度です	次頁 ①
	利用者と接する職員に対して慰労金を支給してほしい。	②介護従事者慰労金交付事業 利用者と接する職員に対する慰労金を交付する制度です	次頁 ②
	利用を再開される方のために施設が準備するための経費を補助してほしい。	③介護サービス再開支援事業 新型コロナウイルス感染症患者の影響で、介護サービスを中断していた利用者が再開する際の調整等を行う場合の費用を補助する制度です	次頁 ③
児童福祉関係	感染防止対策で要したかかり増し経費を補助してほしい。	④保育所等感染防止対策支援事業 保育所・認定こども園、放課後児童クラブ等が感染症対策を行うための経費を支援する制度です	次頁 ④
	濃厚接触者を児童養護施設で受け入れる場合の支援をしてほしい。	⑤児童養護施設等における感染拡大防止支援事業 濃厚接触者となった子どもを受け入れる際に、看護師等を県から施設に派遣する事業です	次頁 ⑤
障害福祉関係	感染防止対策で要したかかり増し経費を補助してほしい。	⑥障害福祉サービス施設・事業所等における感染症対策徹底支援事業 障害福祉サービス施設・事業所等が感染症対策を徹底した上で、障害福祉サービス等を提供するために必要となる費用を支援する制度です	次頁 ⑥
	利用者と接する職員に対して慰労金を支給してほしい。	⑦障害福祉サービス施設・事業所等勤務職員慰労金交付事業 利用者と接する職員に対する慰労金を交付する制度です	次頁 ⑦
	利用を再開される方のために施設が準備するための経費を補助してほしい。	⑧障害福祉サービス再開支援事業 新型コロナウイルス感染症患者の影響で、障害福祉サービスを中断していた利用者が再開する際の調整等を行う場合の費用を補助する制度です	次頁 ⑧
共通	事業収入の減少で資金繰りが厳しく、運転資金の融資を受けたい。	⑨優遇融資（独立行政法人福祉医療機構） 新型コロナウイルスの影響により事業の継続に支障がある事業者に対する長期運転資金の貸付制度です	次頁 ⑨

支援制度	対象	概要	窓口
介護関係	① 介護サービス提供支援事業	<p>令和2年4月1日以降に発生したかかり増し経費を支援(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・衛生用品等の感染症対策に要する物品購入</li> <li>・外部専門家等による研修実施</li> <li>・多機能型簡易居室の設置</li> <li>・感染防止を徹底するための面会室の改修費</li> <li>・消毒費用・清掃費用</li> <li>・タブレット等のICT機器の購入又はリース費用(通信費用を除く)等</li> </ul> <p>(主な事業所別の補助上限額)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通所介護事業所(通常規模型) 892千円/事業所</li> <li>・通所介護事業所(大規模型Ⅰ) 1,137千円/事業所</li> <li>・通所介護事業所(大規模型Ⅱ) 1,480千円/事業所</li> <li>・短期入所生活介護事業所 44千円/定員</li> <li>・訪問介護事業所 534千円/事業所</li> <li>・訪問看護事業所 518千円/事業所</li> <li>・小規模多機能型居宅介護事業所 475千円/事業所</li> <li>・介護老人福祉施設・介護老人保健施設 38千円/定員</li> <li>・認知症対応型共同生活介護事業所 36千円/定員</li> </ul> <p>(受付開始日) 令和2年7月27日～</p>	A
	② 介護従事者慰労金交付事業	<p>介護施設(有料老人ホーム及びサ高住等を含む)、介護サービス事業所(訪問系サービス事業所、通所系サービス事業所、短期入所系サービス事業所、及び多機能型サービス事業所)等の職員</p> <p>介護施設・介護事業所等に勤務し、利用者と接する職員であって、次に該当する者に慰労金を給付(対象者)</p> <p>① 介護事業所・施設等で通算して10日間以上勤務した者(R2.3.22～R2.6.30までの間に10日間以上勤務)</p> <p>② 「利用者との接触を伴い」かつ「継続して提供すること」が必要な業務に合致する状況下で働いている職員(派遣労働者等もこの趣旨に合致する場合は対象に含む)</p> <p>(交付額)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・感染者又は濃厚接触者に対応した介護施設等に勤務し、利用者と接する職員(20万円)</li> <li>・上記以外の事業所・施設等に勤務する職員(5万円)</li> </ul> <p>(受付開始日) 令和2年7月27日～</p>	A
	③ 介護サービス再開支援事業	<p>訪問系サービス事業所、通所系サービス事業所、短期入所系サービス事業所及び多機能型サービス事業所</p> <p>① 在宅サービス事業所・居宅介護支援事業所が在宅サービス利用を1ヶ月間休止中の利用者に対して、利用者の要望を踏まえたサービス調整・提供を行った場合に助成(補助額)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>電話による確認の場合 1.5千円/利用者</li> <li>訪問による確認の場合 3千円/利用者</li> </ul> <p>② 3つの密をさけてサービス提供を行うために必要な環境整備に要する飛沫防止パネル、換気設備、タブレット等の購入費用を助成(補助上限額)</p> <p>200千円/事業所</p> <p>(受付開始日) 令和2年7月27日～</p>	A
児童福祉関係	④ 保育所等感染防止対策支援事業	<p>保育所、認定こども園、放課後児童クラブ等(公立及び私立)</p> <p>保育所・認定こども園・放課後児童クラブ等が感染症対策を行うための経費を支援</p> <p>① マスクや消毒液等の衛生用品や感染防止のための備品購入</p> <p>② 職員が感染症対策の徹底を図りながら保育を継続的に実施していくために必要な経費(研修受講、かかり増し経費)</p> <p>※ かかり増し経費の例(R2.4.1以降に発生したもの)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通常想定していない感染症対策の実施に伴う手当</li> <li>・施設の感染症対策として職員個人が必要とする物品等(マスク、手袋、タオル等)の購入費</li> </ul> <p>補助上限額</p> <p>①及び②の合計で 500千円/施設</p> <p>(市町村を経由して施設へ補助)</p>	B
		<p>市町村</p> <p>医療機関や感染症専門家等による適切な感染防止対策等に関する相談窓口の設置・派遣指導、職員のメンタルヘルス相談窓口の設置等の経費(補助上限額)</p> <p>1市町村あたり 16,797千円</p>	
	⑤ 児童養護施設等における感染拡大防止支援事業	<p>児童養護施設(岡山市内の施設は岡山市が実施)</p> <p>濃厚接触者となった子どもを児童養護施設等で受け入れる際に、健康観察等の実施や、症状が出た場合に保健所等との連携を図るため、看護師等を施設等へ派遣(県又は岡山市が派遣)</p>	C

支援制度	対象	概要	窓口
障害福祉関係	⑥ 障害福祉サービス施設・事業所等における感染症対策徹底支援事業	<p>全ての障害福祉サービス施設・事業所等</p> <p>令和2年4月1日以降に発生したかかり増し経費を支援 (例) ・衛生用品等の感染症対策に要する物品購入 ・外部専門家等による研修実施 ・多機能型簡易居室の設置 ・感染防止を徹底するための面会室の改修費 ・消毒費用・清掃費用 ・タブレット等のICT機器の購入又はリース費用(通信費用を除く) 等 (主な事業所別の補助上限額) ・生活介護 757千円/事業所 ・就労継続支援A型 335千円/事業所 ・就労継続支援B型 353千円/事業所 ・短期入所 204千円/事業所 ・施設入所支援 1,215千円/施設 ・共同生活援助(日中サービス支援型) 358千円/事業所 ・児童発達支援 380千円/事業所 ・放課後等デイサービス 360千円/事業所 ・重度訪問介護 188千円/事業所 (受付開始日) 令和2年7月27日～</p>	A
	⑦ 障害福祉サービス施設・事業所等勤務職員慰労金交付事業	<p>全ての障害福祉サービス施設・事業所等及び市町村等事業(地域活動支援センター、日中一時支援、移動支援事業ほか)、保護施設の職員</p> <p>障害福祉サービス施設・事業所等(地域活動支援センター、日中一時支援、移動支援事業等を含む)及び保護施設に勤務し、利用者と接する職員であって、次に該当する者に慰労金を給付 ① 障害福祉サービス施設・事業所等で通算して10日間以上勤務した者(R2.3.22～R2.6.30までの間に10日間以上勤務) ② 「利用者との接触を伴い」かつ「継続して提供すること」が必要な業務に合致する状況下で働いている職員(派遣労働者等もこの趣旨に合致する場合は対象を含む) ・感染者又は濃厚接触者に対応した障害福祉サービス施設・事業所等に勤務し、利用者と接する職員(20万円) ・上記以外の事業所・施設等に勤務し、利用者と接する職員(5万円) (受付開始日) 令和2年7月27日～</p>	A
	⑧ 障害福祉サービス再開支援事業	<p>訪問系サービス事業所、通所系サービス事業所、短期入所サービス事業所及び相談系サービス事業所</p> <p>① 計画相談(障害児相談)支援事業所及び在宅サービス事業所が在宅サービス利用を1ヶ月間休止中の利用者に対して、利用再開支援を行った場合の助成 ② 3つの密を避けてサービス提供を行うために必要な環境整備に要する飛沫防止パネル、換気設備、タブレット等の購入費用の助成 (補助額) 計画相談支援 1.5千円/利用者 障害児相談支援 2.5千円/利用者 その他のサービス 2千円/利用者 ・補助上限額 200千円/事業所 (受付開始日) 令和2年7月27日～</p>	A
共通	⑨ 優遇融資(独立行政法人福祉医療機構)	<p>社会福祉法人等</p> <p>新型コロナウイルス感染症等により経営に影響を受けた場合 ・貸付限度額 なし ・無担保貸付 6,000万円 ・貸付利率 6,000万円まで無利子、超える部分は0.2% 6年目以降は0.2% ・償還期間 15年以内(据置期間5年以内)</p>	E

	相談窓口	電話番号
A	医療・福祉従事者支援センター (岡山県保健福祉部保健福祉課医療・福祉従事者等支援班)	086-226-7965
B	岡山県保健福祉部子ども未来課子育て支援班	086-226-7348
C	岡山県保健福祉部子ども家庭課児童福祉班	086-226-7911
D	岡山県保健福祉部障害福祉課障害福祉サービス班	086-226-7345
E	福祉貸付専用ご相談フリーダイヤル	0120-343-862

**ご注意事項** ※今後、変更する場合がありますので、岡山県のホームページにて最新の情報を  
ご確認いただきますようお願いいたします。